

科目区分		履修区分	単位数	備考
主専攻	主専攻科目	選択必修	48	所属する学系の主専攻科目表より。【注1～4】 以下の学系については、次の条件を付す。 ・人間科学系：「講義以外の科目」8単位以上を修得すること。 ・国際文明学系：「学部科目である講義科目」24単位以上 「基礎演習・基礎ゼミナール科目」4単位以上、および「演習科目」4単位以上を修得すること。 ・自然科学系：「演習科目(基礎演習は含まない)」8単位以上、 「学部科目である課題演習科目」8単位以上を修得すること。
	卒業論文／卒業研究	必修	12	【注5】
	「研究を他者に語る」	必修*	—	「研究を他者に語る」の項を参照。 *平成29年度以前入学者については、実施を推奨する。
副専攻		選択必修	20	所属する学系以外の副専攻より。 副専攻科目表参照。 副専攻番号①～⑩については、講義以外の科目を4単位以上含むこと。
学系入門科目		選択必修	4	所属する学系以外の入門科目より。 2学系以上にわたること。
外国語科目		選択必修	24	全学共通科目の外国語科目群より。 1外国語から12単位以上と その他の1または2外国語から12単位以上。 ・外国人留学生のみ「日本語」を選択することができる。 ・外国人留学生 (Kyoto iUPの学生を含む) の母語の科目は、外国語科目に含まれない。 ・全学共通科目各群のE科目で修得した単位を英語の単位に含めることができる。英語から12単位を履修する場合は、英語(リーディング)4単位、英語(ライティング・リスニング)A・B各2単位を含むこと。
自由科目		選択必修	32以上	京都大学において、学部学生向けに開講されているすべての科目より。【注6】 (他学部科目については、学系により科目数または単位数に制限を設けることがある)。 各科目区分(自由科目を除く)の所定の単位数を超えた単位は、自由科目へ算入される。
合計単位数			140	

【注1】 所属する学系の入門科目(主専攻科目に含まれる)の履修も強く推奨する。

【注2】 学系主任等の認定を受けた「他学系・他学部の学部専門科目」および留学により修得した単位は、16単位まで主専攻に含めることができる。なお、留学により修得した単位の認定を希望する場合は、必ず、留学前に所定の手続きを行うこと。

【注3】 「既修得単位」については、留学により修得した単位と合わせて、30単位まで外国語科目または自由科目として認定することができる。ただし、外国語科目としての認定は、平成30年度以前入学者とする。

【注4】 「学部特殊講義」については、主専攻または副専攻として認めるものがあるので、「特殊講義(学部共通)科目表」を参照のこと。

【注5】 卒業論文・卒業研究のための演習を課す場合があるので、指導教員に確認のうえ履修すること。

【注6】 教育職員免許状「保健体育」取得に必要な体育実技Ⅱ、教育学部開講の教職に関する科目および学芸員等の資格取得に必要な科目については、本学部の卒業単位に含まれない。

科目区分		履修区分	単位数	備考
主専攻	主専攻科目	選択必修	48	所属する学系の主専攻科目表より。【注1～4】 以下の学系については、次の条件を付す。 ・人間科学系：「講義以外の科目」8単位以上を修得すること。 ・国際文学系：「学部科目である講義科目」24単位以上 「基礎演習・基礎ゼミナール科目」4単位以上、および「演習科目」4単位以上を修得すること。 ・自然科学系：「演習科目(基礎演習は含まない)」8単位以上、 「学部科目である課題演習科目」8単位以上を修得すること。
	卒業論文 ／卒業研究	必修	12	【注5】
	「研究を他者に語る」	推奨	—	「研究を他者に語る」の項を参照。 全員の実施を推奨する。
副専攻		選択必修	20	所属する学系以外の副専攻より。 副専攻科目表参照。 副専攻番号①～⑩については、講義以外の科目を4単位以上含むこと。
学系入門科目		選択必修	4	所属する学系以外の入門科目より。 2学系以上にわたること。
外国語科目		選択必修	12	全学共通科目の外国語科目群より。 1外国語から6単位以上と その他の1または2外国語から6単位以上。 ・外国人留学生のみ「日本語」を選択することができる。 ・外国人留学生(Kyoto iUPの学生を含む)の母語の科目は、外国語科目に含まれない。
自由科目		選択必修	32以上	京都大学において、学部学生向けに開講されているすべての科目より。【注6】 (他学部科目については、学系により科目数または単位数に制限を設けることがある)。 各科目区分(自由科目を除く)の所定の単位数を超えた単位は、自由科目へ算入される。
合計単位数			128	

【注1】 所属する学系の入門科目(主専攻科目に含まれる)の履修も強く推奨する。

【注2】 学系主任等の認定を受けた「他学系・他学部の学部専門科目」および留学により修得した単位は、16単位まで主専攻に含めることができる。なお、留学により修得した単位の認定を希望する場合は、必ず、留学前に所定の手続きを行うこと。

【注3】 「既修得単位」については、留学により修得した単位と合わせて、30単位まで外国語科目または自由科目として認定することができる。

【注4】 「学部特殊講義」については、主専攻または副専攻として認めるものがあるので、「特殊講義(学部共通)科目表」を参照のこと。

【注5】 卒業論文・卒業研究のための演習を課す場合があるので、指導教員に確認のうえ履修すること。

【注6】 教育職員免許状「保健体育」取得に必要な体育実技Ⅱ、教育学部開講の教職に関する科目および学芸員等の資格取得に必要な科目については、本学部の卒業単位に含まれない。